

## < 参考 > 平成 21 年 3 月までの独自報酬算定要件

次の要件のうち、要件 1 を満たすものは の加算単位数、要件 1 および要件 2 から 4 の算定要件のうち 1 つの要件を満たすものは の加算単位数、要件 1 および要件 2 から 4 のうち 2 つを満たすものは の加算単位数とする。

### 【加算単位数】

1 月につき 500 単位 / 人      1 月につき 750 単位 / 人      1 月につき 1,000 単位 / 人

練馬区が設定する算定要件	算定要件について
<p>&lt; 要件 1 &gt; 認知症高齢者を積極的に受け入れていること 独自報酬算定開始月の前月において、認知症高齢者を登録者数の 5 割以上受け入れていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独自報酬算定開始月の前月」の基準日は、前月末日とする。前月の末日の登録者数に占める認知症高齢者の割合が、5 割以上であることが必要である。</li> <li>・「認知症高齢者」とは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」によるランクが概ね以上に該当すると認められる者を指すものであること。利用者が当該基準に該当するかどうかは、事業者が判断することになるが、その判断に係る記録（利用者の同意を得て参照した主治医意見書等の内容を転記した書類、医師の診断書等）を整備し、保存しておく必要がある。</li> </ul>
<p>&lt; 要件 2 &gt; 専門性の高い人材が確保されていること 次のいずれかに該当すること 介護福祉士を 2 名以上（うち 1 名は常勤）配置すること。 認知症介護実践研修修了者を 3 名以上配置すること。 認知症介護実践リーダー研修修了者を 1 名以上配置すること。</p>	

<p>&lt;要件3&gt;他の事業者や地域との連携が強化されていること 次のいずれかに該当すること</p> <p>運営推進会議を2ヶ月に1回以上開催し、運営状況を報告するとともに、他の事業者との間で意見交換を行う場を設けるなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。</p> <p>1月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。</p>	<p>の「運営推進会議」とは、運営基準第85条「地域との連携等」に位置づけられているものと同様である。</p> <p>「他の事業者」とは、地域にある複数の介護保険事業者であり、当該事業者と別法人であるものとする。</p> <p>「他の事業者との間で意見交換を行う場」として運営推進会議またはその他の場を設定し、年間を通して日時、参加予定者、内容などの計画を作成すること。実施の際は日時、参加者、内容等を記録すること。</p> <p>の「立ち寄ることができる仕組み」とは、計画的に地域住民が参加できるような行事等を実施することである。行事等について、年間を通して日時、受け入れ体制などの計画を作成すること。実施の際は日時、内容等を記録すること。</p>
<p>&lt;要件4&gt;その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること。</p> <p>次のうち2つ以上に該当すること</p> <p>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は、事業所における介護従業者等の技術や利用者へのサービスの質の向上を目的とした会議を定期的で開催すること。</p> <p>事業所のすべての介護従業者等に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p> <p>介護従業者等の技術や能力の向上に資すると認められる研修を、年間8時間以上、すべての介護従業者等に参加させること。</p>	<p>の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は、事業所における介護従業者等の技術や利用者へのサービスの質の向上を目的とした会議」とは、管理者が主宰し、非常勤の介護従業者も含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる介護従業者等のすべてが参加するものでなければならない。</p> <p>なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、少なくともおおむね1月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>の健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない介護従業者等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。</p> <p>の「介護従業者等の技術や能力の向上に資すると認められる研修」とは、当該事業所における介護従業者の資質向上のための研修である。研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護従業者等について個別具体的な研修の目標、内容、所要時間、研修期間、実施時期等について記載した計画を策定すること。実施の際は日時、内容等を記録すること。</p>